

44. 06

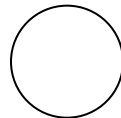
同一出願人により異なった日に出願された二以上の意匠登録出願についての
意匠法第9条及び第10条の適用について

<取扱いの原則>

- (1) 同人による類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録する。
- (2) 後の意匠登録出願に係る意匠については、その出願が最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出版されており、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願である場合には登録する。
- (3) 後の類似する出願には、先の出願の査定等の確定を待って何らかの通知を行う旨の通知書（待ち通知）を送付するが、類似する先願の出願番号は記載しない。

【凡例】

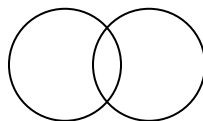
以下の説明において、各図は下記の意味を表すものとして使用する。



: 通常在意匠登録出願
(関連意匠以外在意匠登録出願)

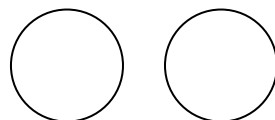


: 関連意匠在意匠登録出願

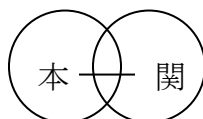


: 類似する関係

(注) 円は類似範囲を表すものではなく、類似するという関係にあることを円の重なりで表したに過ぎない。

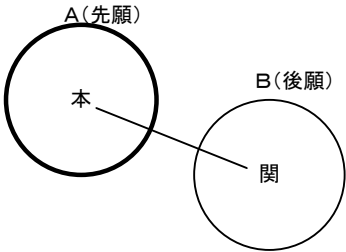
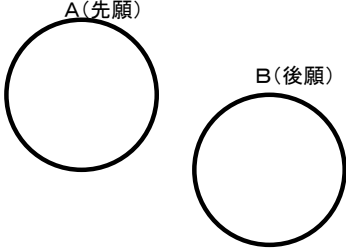


: 類似しない関係

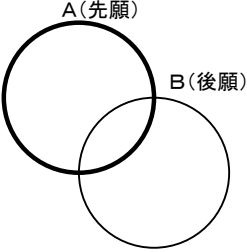
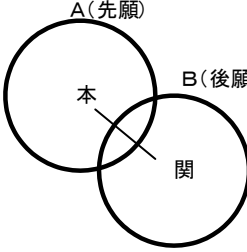


: 本意匠—関連意匠

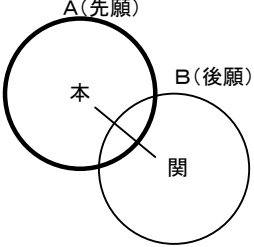
1 - 1 - 1. 異日に出願された類似しない意匠（後願が関連意匠の出願）

 	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bの関連意匠が本意匠に類似しない場合は、意10条1項の拒絶の理由を通知する。 ・後願Bが通常在意匠（関連意匠以外の意匠）に補正された場合には、意匠Bを登録する。
--	--

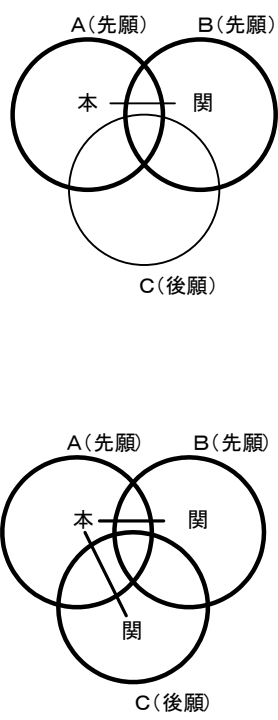
1 - 2 - 1. 異日に出願された類似する意匠（通常出願）

 	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされていない場合、後願Bには「待ち通知」を行う。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Bに対して、意9条1項の拒絶理由を通知する。 （この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠A）を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Bについて、意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。
--	--

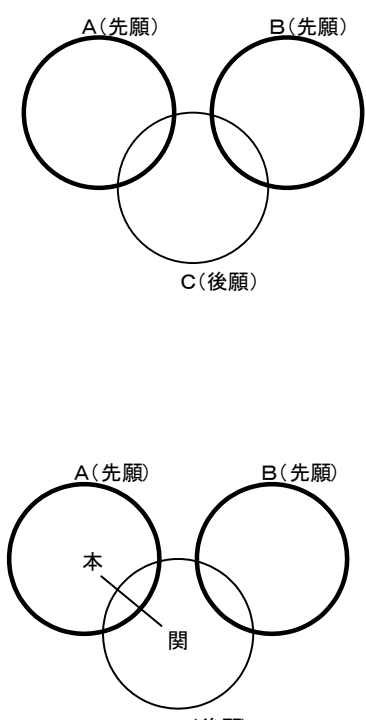
1 - 2 - 2. 異日に出願された類似する意匠（後願が関連意匠の出願）

	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bに拒絶の理由がなければ、登録する。
---	---

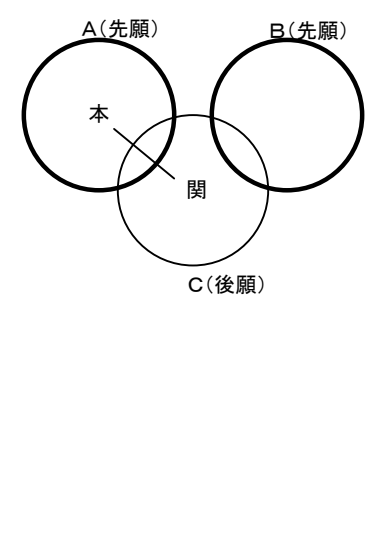
1 - 3 - 1. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が先願の本意匠とその関連意匠に類似する場合）

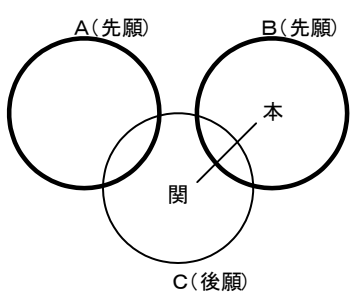
	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して、両先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。 （この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠A）を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cについて、意匠Aを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。
--	--

1 - 3 - 2. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が二の通常の先願意匠に類似する場合）

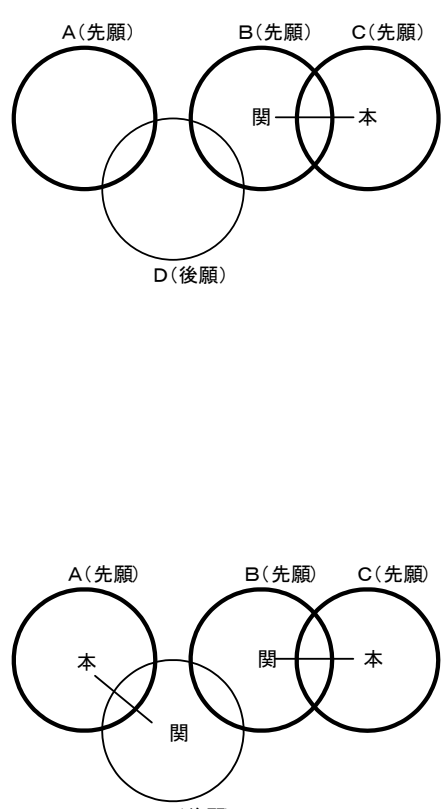
	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの設定登録がなされた場合に、後願Cに対して両先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を上記登録意匠のいずれかを本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、他方の登録意匠に対しては意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cがいずれかの先願の意匠を本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、他方の先願に係る拒絶の理由により拒絶する。
--	---

1 - 3 - 3. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が二の先願の通常意匠に類似し、その一を本意匠として選択している場合）

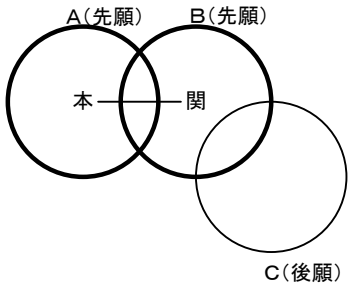
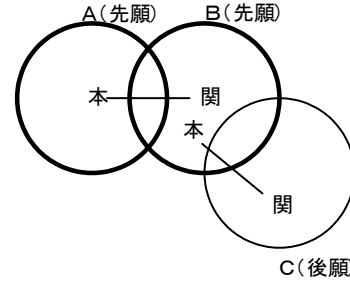
	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、意匠Cは、意匠Bと類似するため意9条1項の規定に該当し、登録を受けることができないため、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を、上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、本願意匠は意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠A）にも類似し、両先願意匠について同時に意匠法第1
---	---

	0条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cが意匠Bを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、先願Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を新たに通知する。
---	---

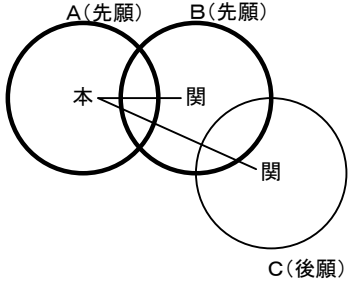
1 - 3 - 4. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が先願の通常意匠と先願の関連意匠に類似する場合）

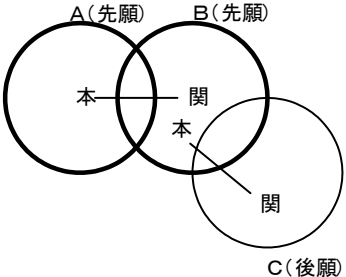
	・先願A、先願B及び先願Cに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Dには「待ち通知」を行う。 ・先願A、先願Bの設定登録がなされた場合に、後願Dに対して意匠A及び意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。 （この際、「なお、この意匠登録出願を上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠A）を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、本願の意匠は上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（先願B）とも類似し、意匠法第9条第1項の拒絶の理由を解消できないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Dが意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、意匠Bを引用意匠とした意9条1項の拒絶理由により拒絶する。
--	--

1 - 4 - 1. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が先願の関連意匠にのみ類似する通常出願に係る意匠の場合）

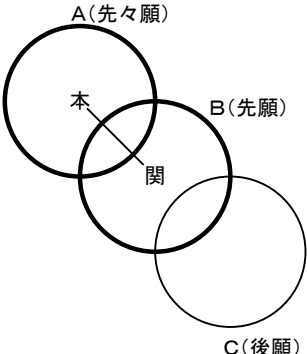
 	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）を本意匠とする関連意匠に補正しても、意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）は関連意匠として登録されているので、意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、本願は登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cが意匠Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合には、意匠Bが既に関連意匠として登録されているので10条1項の規定の適用を受けることができないことから、後願Cは意9条1項の拒絶の理由が解消されないので拒絶する。
--	--

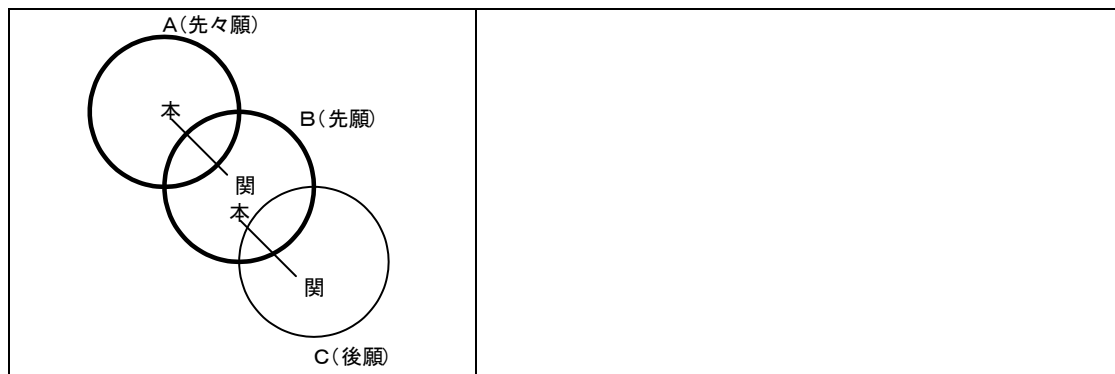
1 - 4 - 2. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が先願の関連意匠にのみ類似し本意匠に類似しない場合）

	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇号）の意匠（意匠A）とは類似して
---	--

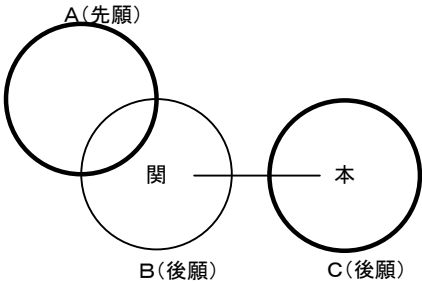
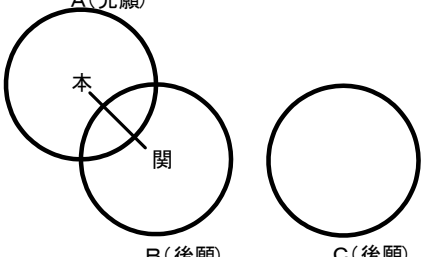
	いないものと認められます。また、この意匠登録出願を、上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）を本意匠とする関連意匠に補正しても、登録意匠第〇〇〇号の意匠（意匠B）は関連意匠として登録されているので、意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cが意匠Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合には、意匠Bが既に関連意匠として登録されているので10条1項の規定の適用を受けることができないことから、後願Cは意9条1項の拒絶の理由が解消されないので拒絶する。
---	---

1 - 4 - 3. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が先願の関連意匠にのみ類似する通常出願に係る意匠の場合）

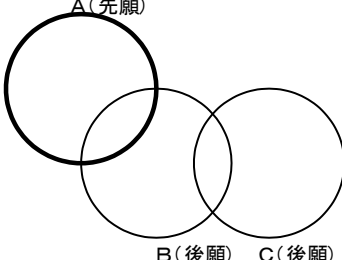
	・先々願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を、上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）を本意匠とする関連意匠に補正しても、意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）は関連意匠として登録されているので、意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、本願の意匠は登録を受けることができません」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cが意匠Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合には、意匠Bが既に関連意匠として登録されているので10条1項の規定の適用を受けることができないことから、意9条1項の拒絶の理由が解消されないので拒絶する。
---	--



2 - 1 - 1. 異日に出願された類似する意匠（同日に出願された類似しない本意匠と関連意匠を含む場合）

 A(先願) 関 — 本 B(後願) C(後願)	・先願A及び後願Cに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bには「待ち通知」を行う。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Bに対し意匠Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号の意匠（意匠C）とは類似しないものと認められます。」及び「この意匠登録出願に対して、上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠A）を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Bが意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。
 A(先願) 本 — 関 B(後願) C(後願)	

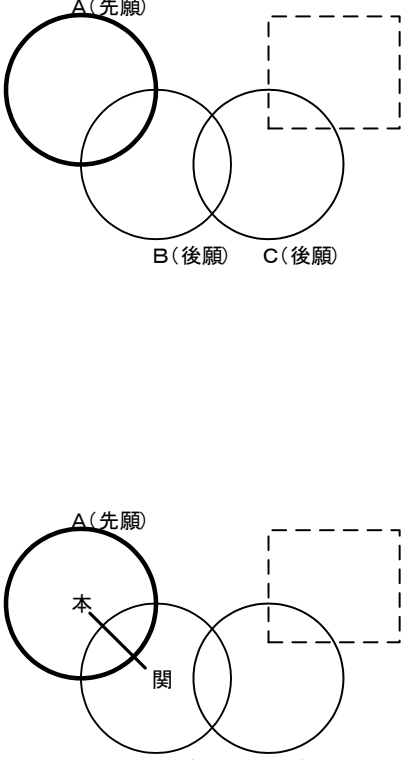
2 - 2 - 1. 異日及び同日に出願された類似する複数の意匠

 A(先願) B(後願) C(後願)	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願B及び後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Bに先願Aを意9条1項の拒絶の理由として通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号の意匠）（意匠C）とも類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cには、同日に出願された意匠Bのみと類似する旨を記載した「待ち通知」を行う。
---	---

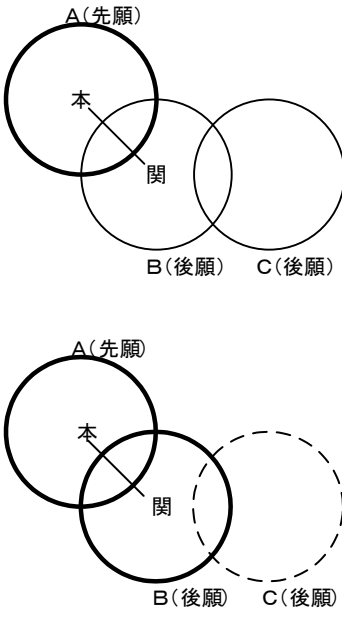
	・後願Cが取り下げられ、後願Bが意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。 ・後願Bが取り下げられた場合には、後願Cを登録する。 ・後願Bについて、意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願B及び後願Cに協議を指令する。（この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇号）の意匠（意匠A）と類似しているものと認められます。」との旨の「なお書き」を記載する。）（その後の取り扱いは、2－2－3．参照。）
--	---

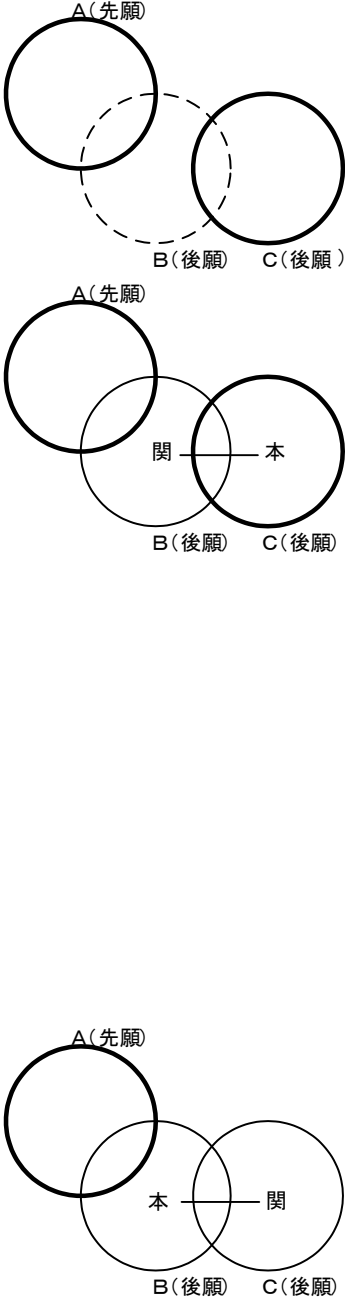
2 - 2 - 2. 異日及び同日に出願された類似する複数の意匠（拒絶理由を有する出願を含む場合）

	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bには「待ち通知」を行う。 ・後願Cには、拒絶理由を通知する。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Cの拒絶査定が確定した場合に、後願Bに先願Aを意9条1項の拒絶の理由として通知する。 ・後願Bについて、意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。
--	--

	・先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Cの拒絶理由が解消した場合は、後願Bに対し先願Aを引用意匠とする9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、後願Bには「この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号の意匠）（意匠C）に類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cには、同日に出願された意匠Bと類似する旨を記載した「待ち通知」を行う。 ・後願Bが意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bと後願Cに協議を指令する。（その後の取り扱いは、2－2－3．参照。）
--	---

2 - 2 - 3. 異日及び同日に出願された類似する複数の意匠（先願意匠を本意匠とする関連意匠を含む場合）

	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bと後願Cの間に協議を指令する。（この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇号）の意匠（意匠A）と類似しているものと認められます。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cが取り下げられた場合は、意匠Bを登録する。
---	--

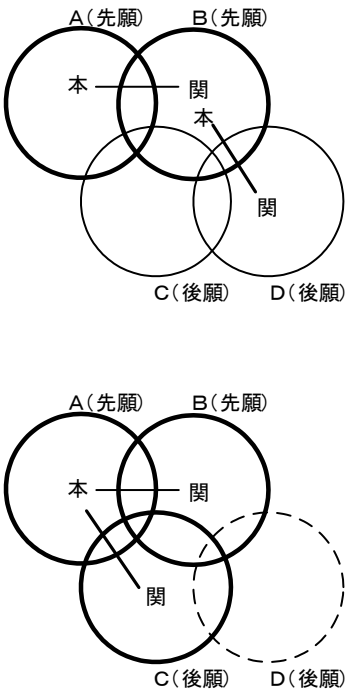
 Top diagram: A (先願) overlaps with B (後願) and C (後願) (dashed lines). Middle diagram: A (先願) overlaps with B (後願) and C (後願). B and C overlap. The intersection of B and C is labeled '本'. The intersection of A and B is labeled '関'. Bottom diagram: A (先願) overlaps with B (後願) and C (後願). B and C overlap. The intersection of A and B is labeled '本'. The intersection of B and C is labeled '関'.	・後願Bが取り下げられた場合は、意匠Cを登録する。 ・意匠Cを本意匠とし、意匠Bをその関連意匠とする補正がされた場合は、出願B－C間では協議は成立しているので後願Cを登録するが、後願Bには意匠Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を新たに通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を、上記意匠登録〇〇〇号の意匠（意匠A）を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、本願意匠は意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇号）の意匠（意匠C）にも類似し、両意匠について同時に意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。） （これに対し、意匠Aを本意匠とする関連意匠に補正がされた場合には、後願Bは、再度後願Cとの協議関係が生じるが、後願Cは既に登録されており協議不能となるため、後願Bに対し、意匠Cを引例とする意9条2項の拒絶理由を通知する。） ・後願Bを通常の出願とし、意匠Cを意匠Bを本意匠とする関連意匠の出願にする補正が行われた場合は、後願Bには意匠Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。
---	---

2 - 3 - 1. 同日に出願された類似する意匠（異日に出願された類似しない本意匠と関連意匠を含む場合）

Top scenario: A (先願) design '本' (Main) and B (後願) design '関' (Related) overlap. C (後願) design also overlaps with B. Bottom scenario: A (先願) design '本' (Main) and B (後願) design '関' (Related) overlap. C (後願) design also overlaps with B.	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bと後願Cの間に協議を指令する。（この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇号）の意匠（意匠A）とは類似していないものと認められます。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Bが意匠Cを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合（又は後願Bを通常の出願に補正し、後願Cを意匠Bを本意匠とする関連意匠の出願にする補正が行われた場合）には、後願B及び後願Cを登録する。
--	---

2 - 4 - 1. 異日及び同日に出願された意匠に類似する意匠（関連意匠にのみ類似する意匠を含む場合）

Top scenario: A (先願) design '本' (Main) and B (先願) design '関' (Related) overlap. C (後願) design and D (後願) design also overlap with B.	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願C及び後願Dには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Dに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を、上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、意匠登録第〇〇〇号の意匠は関連意匠として登録されているので、意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません。」及び「この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号の意匠）（意匠C）とも類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載す
---	---

	る。) ・後願Cに対しては、意匠A及び意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。 (この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇号(先願A)の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消しますが、この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠(意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇号の意匠)(意匠D)に類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。) ・後願Dが意匠Bを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、意匠Bは既に関連意匠として登録されており意10条1項の規定の適用を受けることができない。したがって、後願Dは、意9条1項の拒絶の理由が解消されないので、拒絶する。 ・後願Dの拒絶査定が確定し、後願Cが意匠Aを本意匠とする関連意匠に補正された場合には後願Cを登録する。
--	---